

「インドネシア :

商品へのインドネシア語の商品ラベル表示義務の実施時期変更」

～2010年9月1日実施。市場に出ている商品は18カ月以内にラベル貼付～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

本規定は2009年12月21日に発布された規定の改正。主要な変更点は以下の通り。

1. 実施時期

(1) 新たに市場に投入される商品

インドネシア政府は、2010年5月21日付で、国内で販売される商品の一部にインドネシア語の商品ラベル表示を義務付ける商業相令「22/M-DAG/PER/5/2010」を発布した。2010年9月1日から施行される。

※2009年12月21日に発布された商業相令「62/M-DAG/PER/12/2009」では2010年12月21日発効予定としていたが、今回前倒しされている。また、2010年4月に商業省が開催した説明会では実施を今年7月に前倒しすると説明されていたが、今回、9月1日からの実施となったもの。

(2) 既に市場に出ている商品

既に市場に出ている商品については、本令発布から18カ月の内に本規定のラベル貼付義務を満たすこと。

2. 商業省への商品ラベル認証の申請先Eメールアドレスの変更

- a. Eメール : ditwasb2j@depdag.go.id
- b. ファックス : 021-3858189 (不変)
- c. 郵送 : Direktorat Pengawasan Barang Beredar dan Jasa, Direktorat Jenderal Perdagangan Dalam Negeri, Departmen Perdagangan R. I. Jalan M. I. Ridwan Rais Nomor 5 Blok II Lantai 3, Jakarta Pusat 10110 (不変)

3. 旧規定では、自動車製造業者および代理店が原材料・中間財として「輸入」する商品のみが適用外の申請をうけることができたものが、自動車製造業者、代理店、および一般輸入者が、「国内生産」および「輸入」する商品について適用外申請をすることが可能となった。

貼付の対象品目にも多数変更点があり、下の規定原文リンクのHSコードから対象品目の確認をお勧めします。

《関連サイト》インドネシア商業省ホームページ

<http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=detil&id=1184&file=htm>

《関連レポート》

「No. 214 インドネシア：商品へのインドネシア語の商品ラベル表示義務 2010年1月4日」

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部CIBグループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。